

鎌倉市議会差別発言事件の確定について

2022年1月24日

原告代理人弁護士 野 村 和 造
同 弁護士 西 川 治

1 鎌倉市議会差別発言事件の第1審判決（横浜地方裁判所平成30年（ワ）第5105号，令和3年12月24日判決）は，

- (1) 上嶋寛弘元鎌倉市議が平成29年3月15日，鎌倉市議会の特別委員会において行った「私，特に出身が出身なだけに本当に怖い」という発言について，「原告が在日コリアンの出自を持つことから，被告上嶋は強い恐怖心を感じるという意味の発言であり，在日コリアンに対する差別意識を前提に，在日コリアンという原告の出自を理由に原告を不当に貶める差別的発言」（30頁15行以下）であるとして国賠法上の違法性を認めるとともに，
- (2) 上嶋元市議のFacebookにおける複数の投稿についても，「原告がその氏名からして日本人ではないとみられるというその属性自体をも上記否定評価の根拠の一つとしていることは明らか」（32頁13行以下等）として国賠法上の違法性を認め，
- (3) いずれも国賠法1条1項の「職務を行うについて」に該当するとして，

国家賠償法の規定に基づき，鎌倉市に対して11万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じました。

2 上記1(1)の点は，議員の議会における発言であっても，明確に差別発言は違法であるとしたものであり，正当な判断です。

しかしながら、議員の議会における発言については、「国家賠償法1条1項による国の損害賠償責任が肯定されるためには・・・国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認めうるような特別の事情があることを必要とする」とした判例（最判平成9年9月9日民集51巻8号3850頁）以降、国会、地方議会を問わず違法と判断した確定判決は見当たりません（注1）。

このような裁判所の判断が続く中、発言の趣旨を正しく評価し、議会における議員の言論の自由が幅広く保障されているからといって、それを濫用して差別発言することは違法であると断じたことについては、率直に評価したいと思います。

3 上記1(2)の点も、議員のSNSでの投稿であるからといって、差別発言は許されないことを明確にした点で、当然の判断であると評価しています。

なお、本件で違法と判断されたのは、いずれも上島元市議の行為です。国家賠償法上、上記1(3)の場合には、鎌倉市が責任を負い、原告が直接上島元市議に損害賠償を求めることはできないと解されています（注2）。

4 原告及び原告代理人としては、本判決の判断について、全面的には納得していませんが、上島元市議の最も許し難い発言が違法な差別発言であると明確に断じた第1審判決を確定させることを重視し、原告から鎌倉市に対する控訴をしないこととしました。

5 原告は、鎌倉市が控訴した場合に備え、上島元市議に対してのみ控訴しましたが、今般鎌倉市との関係で控訴なく確定したことを受け、本日、控訴を取り下げました。これをもって、第1審判決は全部が確定したこととなります。

なお、上島元市議は、鎌倉市から求償を受けるおそれがあるため、鎌倉市に補助参加して控訴を提起することもできたと解されますが、上島元市議による控訴もありませんでした（国家賠償法1条2項、民事訴訟法42条、45条）（注3）。

6 第1審判決の確定を受けての原告本人のコメントは別添のとおりです。

以上

(注1)

議員の議会での発言を違法と判断した判決として、七飯町議会事件第1審判決（函館地判平成28年8月30日判例時報2331号12頁）がありますが、その控訴審判決（札幌高等裁判所平成29年5月11日判例地方自治423号18頁）では違法性が否定され、確定しました。他に違法性を肯定した判決は見当たりません。

なお、地方議会における首長の発言については、昭和町（嘱託職員不再任）事件（甲府地判平成17年12月27日労判919号31頁，東京高判平成18年5月25日労判919号22頁）がありますが、首長の発言は議員の発言よりも広く違法性が肯定されるという前提の下での判決です。

(注2)

上島元市議は謝罪請求が認められなかった旨を主張しているようですが、上島元市議に対する謝罪広告の請求は、上島元市議がSNSでの投稿を削除したことを受け、二次被害防止の観点から取り下げています。

(注3)

上島氏の訴訟代理人は、別件（当事者も異なる）において、求償を受けるおそれがあることを理由に、補助参加して上告及び上告受理申立てをしたことがあります（最高裁令和2年（オ）第298号，同年（受）第381号＝同年12月15日決定。）。

(本件についての連絡先)

〒231-0005 横浜市中区本町3丁目30番地7
横浜平和ビル4階 神奈川総合法律事務所
TEL 045-222-4401 FAX 045-222-4405
西川携帯 090-2629-2950
E-mail o-nishikawa@kanasou-law.com (西川)

(別添) 原告本人コメント

今回、被告鎌倉市（以下、市）が控訴しないと決定し、地裁判決（以下、判決）が確定したことを受けて、市の控訴に備えてした、上畠氏に対する控訴を取り下げることとしました。

昨年12月24日の判決により、被告上畠元鎌倉市議会議員（以下、上畠氏）の議会発言およびSNSの投稿が差別だと認定され、国会賠償法に基づき、市が損害賠償責任を負うとの司法判断が下されました。

この判決では、上畠氏の発言、特に「私、出身が出身だけに本当に怖い」という私の心を深く傷つけた発言が差別だと認定されました。

私がこの訴訟で一番問題だと主張した発言だったので、この点が認定されたことは大変喜ばしい内容でした。特に議員の議場発言についてはほとんど不可侵的に保護をされてきたことを踏まえ、大きな勝利と認識しています。

慰謝料が少額との指摘がありますが、私にとっては額が問題ではないのでこれについては大きな問題ではありません。そのことより、差別発言をした上畠氏に何も及ばないことに不満が残りました。判例に照らし仕方ないとは聞きましたが、当事者としては整理がつかないところです。

この訴訟では、被害がさらに拡大するのを防止するということも目的の1つでした。その点で、鎌倉市がインターネットで公開している議会議事録について主張が認められなかったことは残念です。他方、上畠氏のSNSでの投稿は訴訟中に削除されました。

私の願いは、このような差別をなくすことです。当初、私は、訴訟によることなく、市、市議会が是正することを期待していました。しかし、市、市議会は上畠氏の発言を差別として対処することをしませんでした。そこで、私はやむなく訴訟を起こし、良識のある判断がされました。

そして、市は、「原告の立場を尊重」「人権尊重の観点」から控訴をしないと判決を受け入れました。この発言に関する結論は出たのです。

今後、議事録の問題を含め、市や市議会に改めてお願いし、判決を踏まえ、共に解決をする道筋を考えてみたいと思っています。市議会については、2017年11月の議会運営委員会において上畠氏の発言について議論があり、私も傍聴をしました。当時は上畠氏の発言について、差別だ、問題があるとした議員はごく少数であり、大変ガッカリしました。しかし、聞くところでは市議会では今後この件についての議論もあるようなので、その判断に期待しようと思います。私への差別発言は現在も市議会のホームページで閲覧でき、拡散され続けています。そのようなことをされる者の気持を考えてください。

上畠氏について、司法判断として上畠氏の行為は違法だと判断されました。しかし、違法と断罪されながらも、本人は何の反省も表明されないことには疑問があります。上畠氏においては、この事件についての正式なコメントを発するべきと考えています。事情が許せば、私が直接神戸に出向き、お会いしたいと思います。

政治家は大きな力をもつだけに、そのことを自覚し、責任ある行動をしていただきたいと思っています。

最後に、このようなことは今後も起きる得ることだと思います。その時に被害者の救済がいち早く行われるような、そんな社会規範が必要だと思います。差別をされる側にとっては、一方的な差別をされて放置されることは大変苦しいのです。そしてその苦しさはずっと続きます。

鎌倉市は、1973年鎌倉市民憲章を定め、世界の鎌倉であることが誇れるような町となる目標を掲げ、かまくら人権施策推進指針を制定しています。

鎌倉市が、率先して、どんな人も理不尽に嫌悪されることも、不合理に排除されることもない社会をめざし、さまざまな取組を実施し、名実ともに、世界に誇れる都市となることを願ってやみません。